

離婚届記載例

受付時分
午前 時 分
午後 時 分

離婚届

令和 年 月 日 届出
長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日			
第 号				
送付 令和 年 月 日	長 印			
第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票	住民票 通 知

氏名	夫 あかし 明石 大道	妻 あかし 明石 舞子
生年月日	昭和 57 年 3 月 28 日	昭和 62 年 7 月 15 日
住所	兵庫県明石市中崎 1丁目 5番地 1号 方書 ΔΔマンション701号	兵庫県西宮市甲子園口 3丁目 9番地 3号 方書
本籍	兵庫県神戸市西区玉津町小山 180番地 3 筆頭者の氏名 明石 大道	
父母の氏名	夫の父 明石 大観 続き柄 二男	妻の父 魚住 新明 続き柄 長女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	兵庫県尼崎市東七松町一丁目 23番地 筆頭者の氏名 魚住 舞子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 明石 茜	妻が親権を行う子 明石 港 明石 わかば
同居の期間	昭和・平成・令和 22 年 4 月 から 平成・令和 元年 5 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	兵庫県姫路市安田4丁目 1番地 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
届出人	夫 明石 大道	妻 明石 舞子
署名押印	明石 大道	明石 舞子
事件簿番号	住所を定めた年月日	

・離婚届を提出しても住所は変わりません。
・住所の変更がある時は、住民異動届を執務時間内に提出してください。(市外から転入する方は、前住所地の転出証明書が必要です。)

・本籍・新本籍は省略せず、地番号まで正しく記入してください。

・婚姻前の氏に戻る場合は、婚姻前の戸籍に戻るか、自分で新しく戸籍をつくるかを選んで記入してください。
・離婚後も婚姻中と同じ氏を称する場合は、この欄は記入せず離婚届と同時に【離婚の際に称していた氏を称する届】を提出してください。
(離婚届を提出し婚姻前の氏に戻った場合も、離婚成立後3か月以内に【離婚の際に称していた氏を称する届】を提出すれば婚姻中と同じ氏を称することができます。)

・未成年の子がいるときは、親権者をどちらにするかを決めて子の氏名を記入してください。
・※親権を決めても子どもの戸籍は変わりません。
子どもの戸籍を変えたい場合は、離婚届出の後に、住所地の家庭裁判所で『子の氏変更』の許可を得て、【入籍届】を提出してください。

・必ず本人が署名してください。
・押印は任意です。押印する場合は夫婦で別々の印鑑を押してください。

<持参するもの>

- ・離婚届書 1通
- ・届書に押した夫と妻の印鑑(押印した場合)
- ・調停調書のとう本や審判書又は判決書のとう本及び確定証明書(裁判所による調停・審判・判決で離婚する場合)
- ・持参者の身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住基カード・保険証など)

認諾離婚のとき→認諾調書のとう本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	朝霧 太朗 朝霧 人丸 花子
生年月日	昭和 57 年 4 月 6 日 昭和 60 年 11 月 12 日
住所	兵庫県明石市大久保町大窪 612番地 1号 兵庫県明石市貴崎2丁目 15番地 21号
本籍	兵庫県明石市二見町東二見 457番地 2 兵庫県神戸市中央区 加納町6丁目5番地

□には、あてはまるものに☑のようにするしを

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合(この場合にはこの離婚届と同時に『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出してください。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めるとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。 まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、断続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。 まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)にも掲載されています。

・協議離婚の場合、証人は必ず成人2人の署名が必要です。住所・本籍は省略せず正しく記入してください。押印は任意です。
・裁判所による調停・審判・判決で離婚する場合は、証人は不要です。

該当する子がいる場合は、必ずしるしをつけてください。

連絡先

夫	電話 090-ΔΔΔΔ-XXXX	妻	電話 090-0000-DDDD
---	------------------	---	------------------

※昼間連絡できることを書いてください。

〈届出時の本人確認について〉
届出時に本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、顔写真貼付の身分証明書をご持参ください。なお、身分証明書をお持ちでない方も届出はできます。

(2019.5.5,000)

【お問い合わせ】
明石市役所市民課戸籍係 直通 (078) 918-5079